

女性

性別にかかわらず、誰もがその能力を十分に発揮できるような環境整備が進められています
が、依然として、雇用や家事・育児への参加などの面で、男女間の格差が存在したり、様々な分野に
おける指導的立場への女性の参画が十分でないなど、男女共同参画が進んでいない状況があり
ます。

また、性犯罪・性被害、夫・パートナーからの暴力、職場などにおけるセクシュアルハラスメント
など、人権を侵害する事案も発生しています。

誰もが互いに人権を尊重し、能力を十分に発揮することができる社会づくりが必要です。

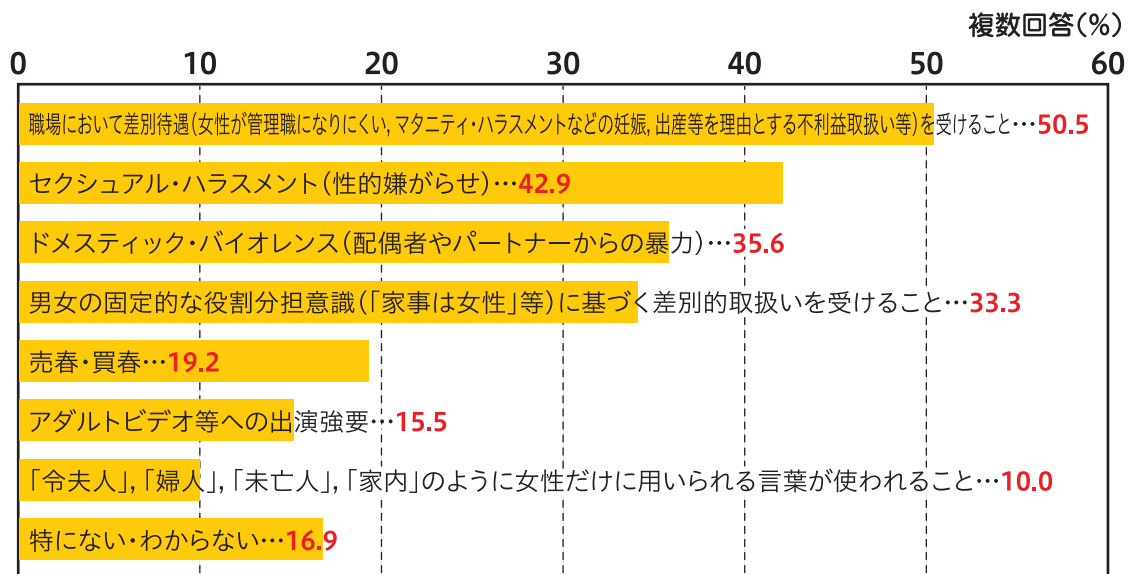
男女共同参画の推進

本県では、性別にかかわらず、誰もが、互いに人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に発
揮し、社会のあらゆる分野において共に参画し、責任も分かち合うことのできる男女共同参画社
会の実現を目指しています。

性別にかかわらず誰もが個性と能力を十分に発揮するためには、例えば、「夫は外で働き、妻
は家庭を守るべきである」というような男女の役割を固定的に捉える意識にとらわれることなく、
家庭、学校、職場、地域などの社会のあらゆる分野において、誰もが共に参画し、責任を分かち合
い、お互いに協力することが必要です。

また、暴力的行為や性的な言動による精神的苦痛を与える行為などにより、個人としての尊厳
や人権を損なうことのないようにしなければなりません。

●女性に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？



資料：内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成29(2017)年)

職場における女性の活躍推進

●女性の職業生活における活躍の推進

様々な職場において女性の活躍が進むことは、性別にかかわらず誰もが仕事と生活の充実を
 図りながら暮らすことができる社会の実現にもつながります。

また、生産年齢人口の減少が予測され、地域経済の活力低下が懸念される中、より多様な人材
 の能力を生かしていく観点からも、女性の活躍が一層期待されています。

平成27(2015)年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、現在、
 女性活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表、女性の職業選択に資する
 情報の公表が事業主に義務付けられています。(国、地方公共団体、民間企業等[常時雇用労働者
 100人以下の場合は努力義務])

●働きやすい職場環境づくり

女性の就業率は上昇傾向にありますが、指導的立場に占める女性の割合は依然として伸び悩
 んでいます。

女性はその個性と能力を十分に発揮し、誰もが様々なライフイベントと両立しながら安心して
 働き続けることができる職場環境づくりを進めることは、人材確保、企業の業績向上、イメージ
 アップだけでなく、働く女性を含む、働く人すべての労働意欲の向上につながります。

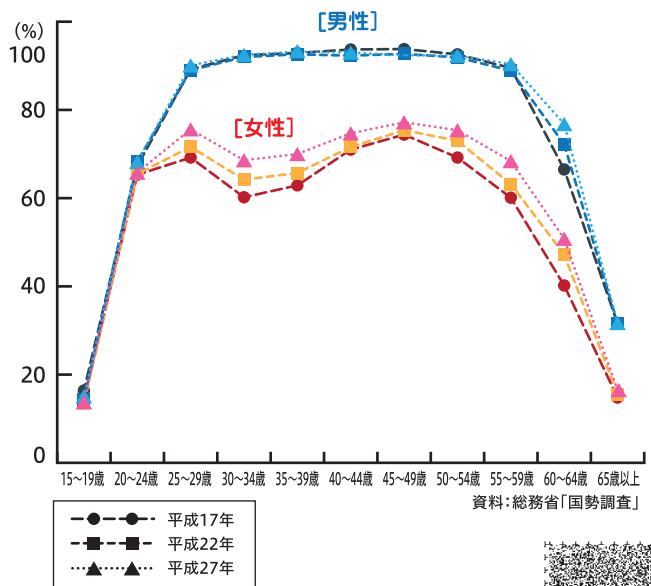
また、誰もが働きやすい職場環境づくりに向け、セクシュアルハラスメントや妊娠・出産・育児休
 業等に関するハラスメントなど、職場におけるハラスメント防止対策を講じることが事業主に義務
 付けられています。

男性の家事や育児・介護などへの参画促進

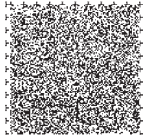
●女性の活躍を進めるためには、男性も主体的に家事・育児等に参画することができる職
 場環境の整備が重要です。

●本県では、男性の育児休業の取得促進に向
 け、市町等の関係機関と連携して、男性が家
 事・育児・介護等に積極的に参画することの
 意義や効果などについて、男性従業員や企業
 に対する理解促進に取り組むとともに、男性
 も育児休業を取得しやすい職場環境づくりを
 進めています。

●広島県年齢階層別就業率の状況<H17~H27>



女性は30代が谷のM字カーブ。就業率は
 上昇傾向だが、出産を機に約4割が離職。



女性

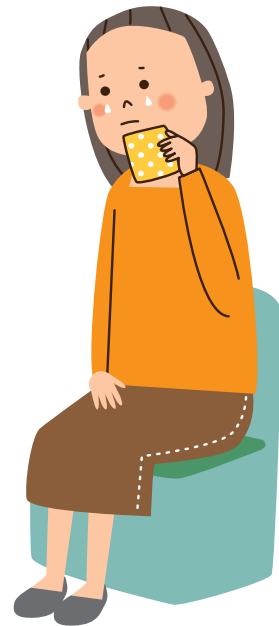
DVを知っていますか？

●DV(ドメスティック・バイオレンス)とは？

配偶者や恋人、パートナーなど親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力をDVといい、被害者の多くは女性です。

DVは、「犯罪」となる行為をも含む重大な人権侵害です。

DVをなくすためには、私たち一人ひとりが、暴力を許さないという意識を強く持つことが大切です。



これらの行為も「DV」です！

身体的なもの

- 平手でうつ、足で蹴る
- 物を投げつける
- 髪をひっぱる など

精神的なもの

- 大声でどなる
- 殴るふりをして脅かす
- 交友関係や電話を細かく監視する
- 何を言っても無視して口をきかない など

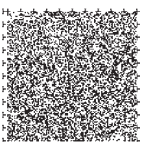
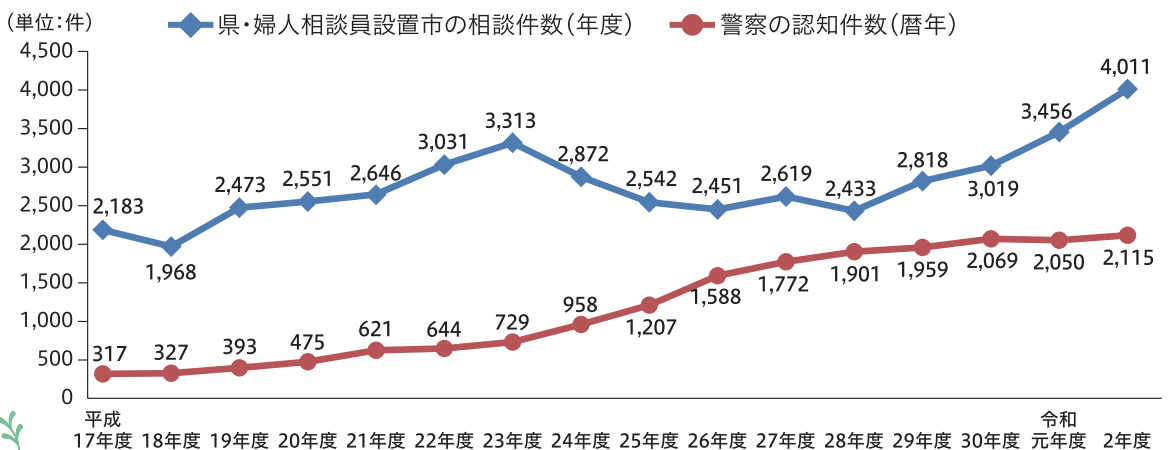
性的なもの

- 見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる
- 性行為を強要する
- 避妊に協力しない など

経済的なもの

- 生活費を渡さない
- 外で働くことを妨害する など

相談件数と認知件数の推移



DV被害者の支援と相談窓口

パープルリボン、女性に対する暴力根絶運動のシンボルマークです。



たとえ、配偶者や恋人、パートナーであっても、暴力をふるうことは絶対に許されません。もしもDVで悩んでいるなら、ひとりで悩まず相談してください。

配偶者暴力相談支援センター

- 相談
- 緊急時の一時保護
- 就業、住宅など自立に関する情報提供
- 保護命令の申立支援

警察

- 相談
 - 暴力の制止
 - 被害者の保護
 - 被害発生防止・必要な措置、援助
- (※緊急の場合は110番通報)

■広島県内の配偶者暴力相談支援センター（※各市町にも相談窓口があります。）

担当地域	名称	相談日時等	電話番号
広島県全域	西部子ども家庭センター	月～金/8:30～17:00(祝日・年末年始を除く)	082-254-0391
	東部子ども家庭センター	月～金/10:15～17:00(祝日・年末年始を除く)	084-951-2372
	北部子ども家庭センター		0824-63-5181 (内線2313)
		休日・夜間電話相談	月～金/17:00～20:00 土・日・祝日/10:00～17:00
広島市	広島市配偶者暴力相談支援センター	月～金/10:00～17:00(祝日・8/6・年末年始を除く)	082-504-2412
	休日DV電話相談	土・日・祝日/10:00～17:00(年末年始を除く)	082-252-5578
東広島市	東広島市配偶者暴力相談支援センター	月～金/8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)	082-420-0407
安芸太田町	安芸太田町親子相談支援センター	月～金/8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)	0826-25-0930

■警察

名称	相談日時など	電話番号
警察安全相談電話	月～金/8:30～17:15(祝休日, 12/29～1/3及び上記以外の時間は、担当者以外が対応する場合があります)	082-228-9110 (ブッシュ回線は#9110)

ストップ!デートDV

交際相手からの暴力、いわゆる「デートDV」も、殴る・蹴るなどの身体に対する暴力だけではなく、交際相手に「他の異性と会話するな」などと命令したり、携帯電話の着信履歴やメールのチェック、交友関係や行動の監視など、相手の気持ちを考えずに、自分の思い通りに支配したり束縛したりしようとする態度や行動も、デートDVです。気づかないうちにデートDVを受けていたり、相手の気持ちを傷つけていたりすることもあります。

